

和光市教育支援センター教育相談専門員募集要項

和光市教育委員会

1 目 的

この要項は、和光市教育支援センター教育相談専門員採用志願に関する手続き及び志願者に対する選考等について定める。

2 志願資格

(1) 教育相談専門員の採用を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の①～③の項に該当する者とする。

- ① 臨床心理士または公認心理師の資格を有する者
- ② 教育相談歴等（またはそれに準ずる経験）がある者
- ③ 性別、国籍、年齢等は問わない。

(2) 地方公務員法第16条に該当する者は、前項の規定に係らず、教育相談専門員の選考に志願することはできない。

3 志願手続 ※志願者は、まずは下記の問い合わせ先にご連絡ください。

志願者は、次の(1)(2)に所要事項を記入し、和光市教育委員会に提出する。

- (1) 履歴書（市販の履歴書等写真貼付）
- (2) 応募の動機（レポートA4 1枚程度）

4 選考方法

選考は、書類審査、面接等を勘案して行う。

5 採 用

選考の成績が良好である者は和光市教育支援センター教育相談専門員として採用し、文書をもって通知する。

※ 採用が決定後、採用される方は健康診断が必要です
（健康診断の費用は実費自己負担 また6ヶ月以内に受診した健康診断結果でも可）。

6 待遇及び勤務条件

(1) 身分 会計年度任用職員

(2) 給与 【参考：令和6年度】

報酬（月額）343,400円（地域手当を含む）

7時間45分勤務

報酬（地域手当を含む）の他、交通費を支給する。任用時間及び期間が一定以上の方は、賞与に相当する期末勤勉手当を支給する。

- (3) 期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火） 年245日以内
1日7時間45分以内
- (4) その他 社会保険等、有給休暇等

7 令和7年度採用予定者配置先
和光市教育支援センター

8 業務内容

- (1) 児童生徒等から次に掲げる相談等を受けること
 - ア 心理・教育相談 児童生徒等の発達に関する、性格、行動、精神、身体等の問題の相談に対して、助言、情報提供、カウンセリング、発達検査等を行うこと
 - イ 子ども電話相談 児童生徒等本人からの、保護者又は担任教諭に相談が困難ないじめ等の問題の相談に対して、指導、助言等を行うこと
- (2) 前号に掲げる相談に応じ、必要により関係所管課又は医療、福祉等の専門機関に対して紹介を行うこと
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育相談専門員の業務として教育委員会が必要と認めること

9 問い合わせ先

和光市教育委員会 学校教育課 担当：特別支援教育担当
〒351-0192 和光市広沢1-5
TEL 048-464-1111 内線2427